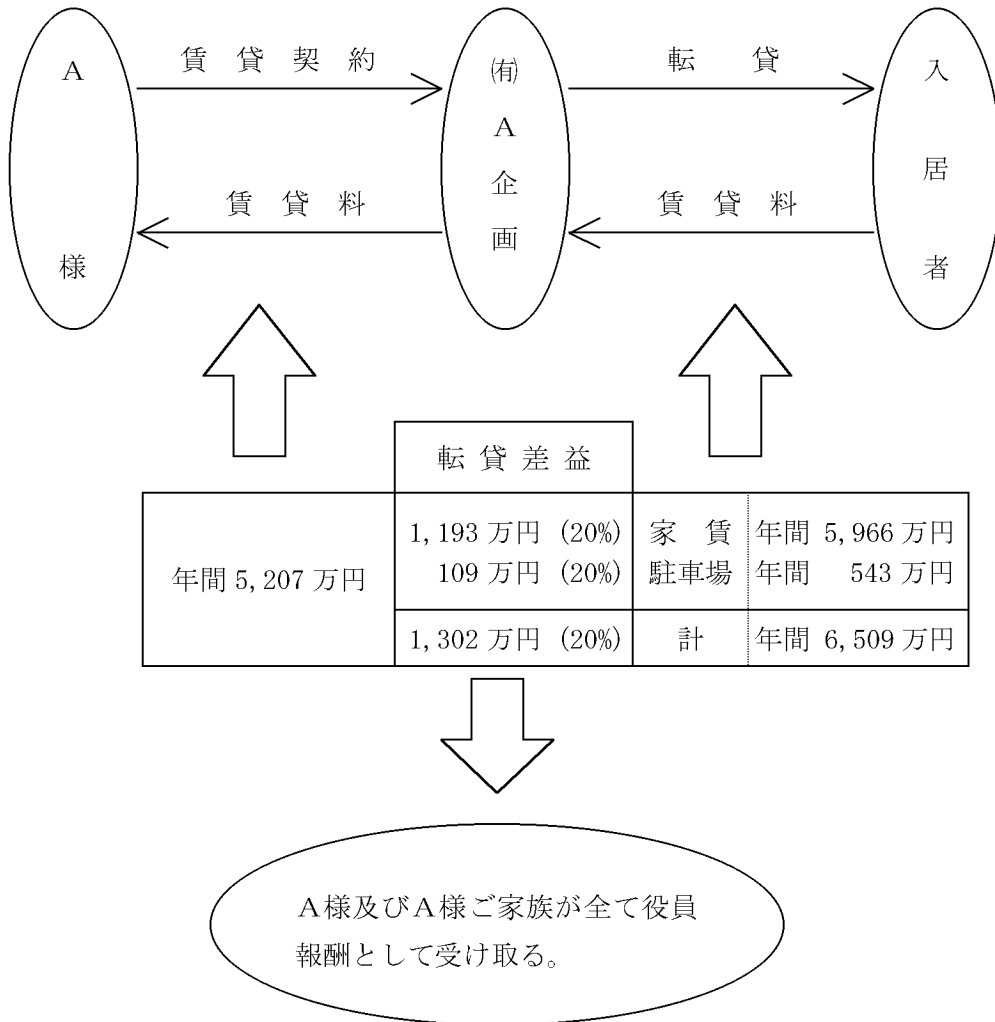


1. 不動産転貸方式による活用

不動産転貸方式による節税効果を試算します。



会社を設立しない場合は、入居者からの賃貸料6,509万円全額がA様の収入となってしまいますが、(有)A企画 を設立活用することにより賃貸収入のうちの1,302万円（転貸差益20%）を役員報酬としてご家族に分配することができます。

次のページから会社設立による具体的な収支状況と、その節税効果を見ていきたいと思えます。